

公共建築設計業務委託特記仕様書

第1章 業務概要

1 業務名称

境港市民交流センター（仮称）新築工事基本設計業務

2 履行期限

平成29年3月21日まで

3 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称

境港市民交流センター（仮称）

(2) 敷地の場所

境港市上道町 3000

(3) 施設用途

公会堂を主とする複合施設（平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示」という。）別添二第十二号第2類とする。）

4 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地面積：20,925 m²

イ 用途地域及び地区の指定

用途地域：第一種住居地域

防火地域：準防火地域（敷地北側の一部のみ、その他は指定なし）

(2) 施設の条件

ア 主要建物の棟別の規模、構造

区分	棟名称等	構造・階数	面積 (m ²)	備考
新築	境港市民交流センター（仮称）		6,320	

イ 耐震安全性の分類

■官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号）による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

(ア) 構造体：Ⅱ類

(イ) 建築非構造部材：A類

(ウ) 建築設備：甲類

(3) 建設の条件

ア 工事費概算額：4,410,000 千円（税含む）

イ 建設工期：平成31年度から（完成は未定）

ウ 工事名：別途協議とする。

(4) その他

その他の設計と条件については、次の資料による。

■美保飛行場周辺まちづくり構想

■美保飛行場周辺まちづくり基本計画

■境港市民交流センター（仮称）施設計画概要書

第2章 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成28年4月境港市建設部建築営繕課）」（以下「共通仕様書」という。）による。

1 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

・資格

■一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する者）

□建築設備士（建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者）又は二級建築士（建築士法第2条第3項に規定する者）

・経験年数

■上記の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者

□上記の資格取得後1年以上、二級建築士の場合は取得後5年以上の実務経験を有する者

2 業務計画書（共通仕様書第3章5（2））

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(1) 業務概要

第1章に掲げる業務内容

(2) 業務工程表

(3) 管理技術者の経歴等

管理技術者の氏名、役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績

(4) 担当技術者の経歴等

担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績

(5) 再委託等

業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容

(6) 分担業務

建築、構造、電気及び機械以外に分担業務を追加する場合は、分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の当該分野における類似業務の実績

(7) 設計方針の説明に関する資料（告示別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）

3 設計業務の範囲

(1) 一般業務

ア 基本設計

(ア) 業務内容

対象施設に係る次の基本設計を行う。

■建築（意匠）

■建築（構造）

■電気設備

■機械設備（■給排水衛生、■空調換気）

■昇降機

■その他（舞台設備、外構）

（イ）基本設計対象業務

基本設計に係る対象業務は次のとおりとする。

項 目	対 象 業 務	
■設計条件等の整理	■条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者が提示する様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	■設計条件の変更等の場合の協議	発注者が提示する要求の内容が不明解若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。
■法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	■建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打ち合わせを行う。
■上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
■基本設計方針の策定	■総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	■基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果をふまえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。
■基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。
■概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
■基本設計内容の発注者への説明等		基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

イ 実施設計

（ア）業務内容

対象施設に係る次の実施設計を行う。

- 建築（意匠）
- 建築（構造）
- 電気設備
- 機械設備（給排水衛生、空調換気）
- 昇降機
- その他（ ）

（イ）実施設計対象業務

（ア）に示す実施設計に係る対象業務は次のとおりとする。

項 目	対 象 業 務	
□要求等の確認	□発注者の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	□設計条件の変更	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者

	等の場合の協議	の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又は既に設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。
□法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	□法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	□建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打ち合わせを行う。
□実施設計方針の策定	□総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	□実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	□実施設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。
□実施設計図書の作成	□実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図面を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	□建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
□概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
□実施設計内容の発注者への説明等		実施設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

(2) 追加業務（共通仕様書第2章（2））

- 建築積算業務（積算業務とは、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成をいう。以下、同じ。）
- 電気設備積算業務
- 給排水衛生設備積算業務
- 空気調和換気設備積算業務
- 昇降機設備積算業務
- 透視図作成等
- 模型製作等
- 建築基準法第18条第2項に基づく計画通知手続業務（履行期間内に確認済証を受けること。なお、構造計算適合性判定料については、特別経費として委託料に追加計上している。）
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務

- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- 福祉のまちづくり条例届出手続業務
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する申請手続業務
- リサイクル計画書の作成
 - 設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- 概略工事工程表の作成
- 営繕事業広報ポスターの作成
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県公共施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 73 条第 1 項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的な利用のための判断に係る業務
- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- 市有建築物等の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- 建築基準法に基づく許可申請手続業務（許可申請内容：）
- 都市計画法に基づく許可申請手続内容（許可申請内容：）
- 設計概要リーフレットの作成
- コスト縮減検討中間報告書の作成
 - 基本設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。
 - ① コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項
 - ② 今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項（営繕事業における共通検討課題を含む。）
- コスト縮減検討報告書の作成
 - 実施設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。
 - ① コスト縮減検討中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終採否）
 - ② その他、実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項
- 実験設備に係る検討
- 内部雷保護設備に係る検討
- 構内情報通信網設備に係る検討
- 音声誘導設備に係る検討
- 排水処理設備に係る検討
- 雨水・排水再利用設備に係る検討
- 蓄熱システムに係る検討
- 雪冷房設備に係る検討
- 設計に必要な調査業務等
 - 土質調査業務（調査箇所数等については別紙地質調査委託仕様書による。）
 - 測量調査業務（範囲は〇〇〇による。）
 - 造成設計業務（範囲は〇〇〇による。）
- 建設リサイクル法に基づく分別解体等の計画作成業務
- 耐震改修促進計画認定申請手続業務

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表1の書類を遅滞なく提出すること。

(3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは電子納品運用ガイドライン(案)に基づき作成されたものを指す。

署名、捺印の取扱は同ガイドライン(案)によるものとする。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(4) 打合せ及び記録(共通仕様書第3章14(2))

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他()

(5) 適用基準等(共通仕様書第3章3(1))

適用基準は関係法令のほか、以下の基準等によるものとし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。なお、以下に記載の制定・発行年にかかわらず最新版が存在するものについては、当該最新版を適用する。

ア 共通

境港市公共建築工事積算基準(境港市建設部)

■ 鳥取県福祉のまちづくり施設整備マニュアル(平成20年版)

■ 鳥取県景観計画(鳥取県)平成23年版

防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書(平成27年版)

イ 建築

■ 官庁施設の総合耐震計画基準(平成8年版)

官庁施設の総合耐震診断・改修基準(平成8年版)

■ 建築設計基準及び同解説(平成18年版)

■ 敷地調査共通仕様書(平成23年版)

■ 構内舗装・排水設計基準(平成23年版)

■ 建築工事標準詳細図(平成22年版)

■ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)

建築工事監理指針(平成25年版)

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)

建築改修工事監理指針(平成25年版)

■ 公共建築木造工事標準仕様書(平成25年版)

建築物解体工事共通仕様書・同解説(平成24年版)

公共住宅建設工事共通仕様書(平成22年版)

■ 建築構造設計基準(平成22年版)

■ 建築鉄骨設計基準及び同解説(平成10年版)

■ 壁式構造関係設計規準集・同解説(2004年)

■ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2010年)

■ 鋼構造設計基準(2005年)

■ 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2010年)

■ 建築基礎構造設計指針(2001年)

耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説(2011年)

ウ 建築積算

公共建築工事積算基準(平成27年版)

公共建築工事標準単価積算基準(平成28年版)

公共建築数量積算基準(平成18年版)

公共建築工事共通費積算基準(平成28年版)

建築工事内訳書標準書式・同解説(平成25年版)

- 公共建築工事見積書標準書式[建築工事編] (平成 28 年版)
- 建築工事内訳書作成要領[建築工事編] (平成 13 年版)

エ 設備

- 官庁施設の総合耐震計画基準 (平成 8 年版)
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (平成 8 年版)
- 建築設備計画基準 (平成 21 年版)
- 建築設備設計基準 (平成 21 年版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (平成 21 年版)
- 公共建築工事標準仕様書[電気設備工事編] (平成 25 年版)
- 公共建築工事標準仕様書[機械設備工事編] (平成 25 年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書[電気設備工事編] (平成 25 年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書[機械設備工事編] (平成 25 年版)
- 公共建築設備工事標準図[電気設備工事編] (平成 25 年版)
- 公共建築設備工事標準図[機械設備工事編] (平成 25 年版)
- 電気設備工事監理指針 (平成 25 年版)
- 機械設備工事監理指針 (平成 25 年版)
- 排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説 (平成 16 年版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (平成 21 年版)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (2005 年版)

オ 設備積算

- 公共建築工事積算基準 平成 19 年版
- 公共建築工事標準単価積算基準 平成 28 年版
- 公共建築設備数量積算基準 平成 15 年版
- 公共建築工事共通費積算基準 平成 28 年版
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)・同解説 平成 24 年版
- 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) 平成 28 年版
- 建築工事内訳書作成要領 (設備工事編) 平成 13 年版

(6) 貸与品等 (契約書第 18 条、共通仕様書第 3 章 11 (1))

貸与品名及び数量

引渡場所 () 引渡時期 ()

返却場所 () 返却時期 ()

(7) 指定部分の範囲 (契約書第 37 条)

()

(8) 保険等 (契約書第 47 条)

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

労働者災害補償保険

■ 業務上の賠償責任を補償する保険

(9) 成果物の提出場所

()

(10) 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、契約書第 8 条第 1 項の規定の範囲内で使用することがある。

(11) 業務実績情報の登録について (共通仕様書第 3 章 4 (3))

要

委託金額 500 万円以上の業務については、業務完了検査後 10 日 (ただし、土、日曜及び祝日等は除く) 以内に、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録

すること。

■不要

(12) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。

(13) 工事費概算額の遵守

業務は、第1章5(3)に示す工事費概算額を遵守して実施するものとし、これを超過する見込みがある場合は速やかに調査職員と協議の上、受注者の責において設計図書の修正を行うものとする。

(14) 採用単価

積算に採用する単価については「境港市公共建築工事積算基準」によるほか、調査職員の指示による。

(15) 内訳明細書の作成要領

ア 内訳書の作成はEXCELで行う。

イ 仮設材、仮設機器等については、設置の期間等見積もりに必要な施工条件を明示する。

ウ 一式計上は極力避け、やむを得ない場合は、別紙明細書(若しくは代価表)を作成する。

エ 単価の採用根拠を明らかにするため備考欄にその旨を明示する。

オ 工事発注区分

設計図書は調査職員との協議により発注区分毎にまとめるものとする。

なお、指定部分(一の工事の内、工事の完成時期を二以上設ける場合)、及び国庫補助対象部分のある場合等は、当該部分を区分し別途作成する。

※ 積算範囲は、図面または系統図により区分する。

カ 木材の積算は、木拾い数量とすること。

《単価採用記入例》

単価採用根拠	根拠凡例(備考欄に明示)
・建設物価(建設物価調査会)	物
・積算資料(経済調査会)	資
・コスト情報(建設物価調査会)	コ
・施工単価資料(経済調査会)	施
・見積(業者、メーカー等の見積)	見
・資料(カタログ等)	力

5 成果物

(1) 基本設計

	設計の種類	成果物
一般業務	■ 建築（意匠）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画説明書 ■ 仕様概要書 ■ 仕上概要表 ■ 面積表及び求積図 ■ 敷地案内図 ■ 配置図 ■ 平面図（各階） ■ 断面図 ■ 立面図 ■ 工事費概算書
	■ 建築（構造）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 構造計画説明書 ■ 構造設計概要書 ■ 工事費概算書
	■ 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気設備計画説明書 ■ 電気設備設計概要書 ■ 工事費概算書 ■ 各種技術資料
	■ 給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 給排水衛生設備計画説明書 ■ 給排水衛生設備設計概要書 ■ 工事費概算書 ■ 各種技術資料
	■ 空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空調換気設備計画説明書 ■ 空調換気設備設計概要書 ■ 工事費概算書 ■ 各種技術資料
	■ 昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 昇降機等計画説明書 ■ 昇降機等設計概要書 ■ 工事費概算書 ■ 各種技術資料
追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 防災計画書 <input type="checkbox"/> 日影図 ■ 模型 <input type="checkbox"/> その他 ■ 透視図 	

(2) 実施設計

設計の種類		成果物
一般 業 務	<input type="checkbox"/> 建築（意匠）	<input type="checkbox"/> 建築物概要書 <input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 面積表及び求積図 <input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図（各階） <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 立面図（各階） <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 展開図 <input type="checkbox"/> 天井伏図（各階） <input type="checkbox"/> 平面詳細図 <input type="checkbox"/> 部分詳細図 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 各種計算書 <input type="checkbox"/> その他確認申請に必要な図書
	<input type="checkbox"/> 建築（構造）	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 構造基準図 <input type="checkbox"/> 伏図（各階） <input type="checkbox"/> 軸組図 <input type="checkbox"/> 部材断面表 <input type="checkbox"/> 部材詳細図 <input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> その他確認申請に必要な図書
	<input type="checkbox"/> 電気設備	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 受変電設備図 <input type="checkbox"/> 非常電源設備図 <input type="checkbox"/> 幹線系統図 <input type="checkbox"/> 電灯、コンセント設備平面図（各階） <input type="checkbox"/> 動力設備平面図（各階） <input type="checkbox"/> 通信・情報設備系統図 <input type="checkbox"/> 通信・情報設備平面図（各階） <input type="checkbox"/> 火災報知等設備系統図 <input type="checkbox"/> 火災報知等設備平面図（各階） <input type="checkbox"/> 屋外設備図 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 各種計算書 <input type="checkbox"/> その他確認申請に必要な図書

	<input type="checkbox"/> 給排水衛生設備	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 給排水衛生設備配管系統図 <input type="checkbox"/> 給排水衛生設備配管平面図（各階） <input type="checkbox"/> 消火設備系統図 <input type="checkbox"/> 消火設備平面図（各階） <input type="checkbox"/> 排水処理設備図 <input type="checkbox"/> その他設置設備設計図 <input type="checkbox"/> 部分詳細図 <input type="checkbox"/> 屋外設備図 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 各種計算書 <input type="checkbox"/> その他確認申請に必要な図書
	<input type="checkbox"/> 空調換気設備	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 空調設備系統図 <input type="checkbox"/> 空調設備平面図（各階） <input type="checkbox"/> 換気設備系統図 <input type="checkbox"/> 換気設備平面図（各階） <input type="checkbox"/> その他設置設備設計図 <input type="checkbox"/> 部分詳細図 <input type="checkbox"/> 屋外設備図 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 各種計算書 <input type="checkbox"/> その他確認申請に必要な図書
	<input type="checkbox"/> 昇降機等	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 昇降機等平面図 <input type="checkbox"/> 昇降機等断面図 <input type="checkbox"/> 部分詳細図 <input type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 各種計算書 <input type="checkbox"/> その他確認申請に必要な図書
追加業務	<input type="checkbox"/> 積算数量算出書 <input type="checkbox"/> 単価作成資料 <input type="checkbox"/> 見積検討資料（見積徴収） <input type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 省エネルギー関係計算書 <input type="checkbox"/> リサイクル計画書 <input type="checkbox"/> 概略工事工程表 <input type="checkbox"/> CASBEE 評価書 <input type="checkbox"/> コスト縮減検討報告書 <input type="checkbox"/> 分別解体等計画書 <input type="checkbox"/> 景観評価リスト等	

6 提出部数等

(1) 基本設計

成果物の名称		規格	部数	摘要
■計画説明書		■A3判製本	5部	電子データ含む
■設計概要書 等		■A3判二つ折り製本	5部	
■設計図面	■配置図 ■平面図 (各階) ■断面図 ■立面図 ■その他	■原図	一式	CADデータ含む A2判又はA3判
		■陽画焼き	5部	
■その他	■透視図	■外観 A3判程度 □内観 A3判程度	1面 1面	
	□透視図の写真	□キャビネ判 (原版共)	5部	
	■模型	■スタディ模型程度	一式	アクリルケース付
	□模型の写真	□キャビネ判 (原版共)	5部	
	□CADデータ		一式	
	□			

注) CADデータの保存形式及びレイヤ構成等については、業務着手時に調査職員と協議すること。

(2) 実施設計

成果物の名称		規格	部数	摘要
設計図書 (共通)	□設計原図	つや消し A1判又はA2判	1部	工事名記入、図面ファイル
	□縮小第2原図	つや消し A3判	1部	
	□陽画焼製本	A1判又はA2判二つ折り	3部	
	□ 〃	縮小版 (A3判二つ折り)	3部	
	□ 〃 バラ		2部	工事発注単位毎
	□ 〃 A4折り	ファイルとじ	5部	工事発注単位毎
	□設計図 CADデータ		一式	保全用
	□設計図 PDFデータ	400dpi程度 420×297mm(A3サイズ)以上	一式	保全用 (検印が押してあるもの)
	□敷地測量図	(平板測量等)	一式	
	□			
計算書等	□各種計算書		2部	
	□			
	□			
	□			
積算関係資料	□工事費予定価格内訳書		7部	工事発注単位毎
	□EXCELデータファイル	CD-R等	一式	
	□数量計算書		2部	
	□見積書及び検討資料		2部	3者以上徴収
	□見積価格一覧表		2部	
□採用単価・カタログ等写し		2部		

- 注) 1. 積算資料のファイルは、インデックス等により見開きしやすいようにすること。
 2. CADデータの保存形式及びレイヤ構成等については、業務着手時に調査職員と協議すること。
 3. 設計図書は白コピーでも可とする。

(3) その他の成果物

- 計画通知書等 一式
 ■打合せ記録簿 1部

- 関係法令チェックリスト 1部
- 景観評価リスト等 1部
- 電子納品CD 1部
- 入札・契約用図面（バラ又はPDFデータ）
※規格、数量については調査職員等の指示による。

-
-

(4) 図面の材質等

- ア 設計原図の材質 トレーシングペーパー
- イ 設計原図の大きさ A1判 A2判
- ウ 原図の様式は調査職員の指示による。
- エ 特記仕様書については、発注者の支給品とする。

(5) 計画通知書の記入方法

- ア 計画通知書（建築物・工作物）
(第1面) 通知者官職 境港市長 中村 勝治
(第2面) 【1. 建築主】
 - 【イ. 氏名のフリガナ】 カイナトシヨウ ナムラ カツジ
 - 【ロ. 氏名】 境港市長 中村 勝治
 - 【ハ. 郵便番号】 684-8501
 - 【ニ. 住所】 境港市上道町3000
 - 【ホ. 電話番号】 0859-44-2111【2. 代理者】 ※設計事務所名及び設計担当者を記載。
 - 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ヘ. 電話番号】
- イ 建築計画概要書
(第1面) 【1. 建築主】
 - 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
- ウ 建築工事届
(第1面) 建築主
氏名 境港市長 中村 勝治
郵便番号 684-8501
住所 境港市上道町3000
電話番号 0859-44-2111
- エ 委任状
(代理人) (商号及び氏名を記入)
(委任事項) 建築基準法に基づく諸手続き
(手続き) 計画通知等
(発注者) 住所: 境港市上道町3000
氏名: 官職代理者 境港市〇〇部〇〇課長 〇〇〇〇

7 その他特記事項

- (1) 建設工事発注時点に見積等価格の変動があった場合は成果物の修正等に協力すること。
- (2) 鳥取県産材（特に木材）を積極的に用いた設計とすること。
- (3) 排水計画にあたっては、関係機関と十分協議し計画すること。

別表1 提出書類

【着手時】 契約締結後14日以内

書類の名称	部数	様式	根拠規定	備考
着手届	2		共仕第3章1	
管理技術者通知書	2		契約書第15条	
業務計画書	2		共仕第3章5	
業務工程表	2		契約書第3条	
その他調査職員が指示する書類				

【必要時】

書類の名称	部数	様式	根拠規定	備考
業務再委託通知書	2		契約書第12条	
管理技術者変更通知書	2		契約書第15条	
変更業務計画書	2		共仕第3章5	
指示、請求、通知、報告、申出、承諾等に係る文書	2		契約書第2条	
業務条件確認請求書	2		契約書第20条	
履行期間変更請求書	2		契約書第24条	
成果物の（全部・一部）使用承諾書	1		契約書第33条	甲からの申出による
打合せ記録簿	2		共仕第3章14	
その他調査職員が指示する書類				

【完了時】

書類の名称	部数	様式	根拠規定	備考
業務（指定部分）完了通知書	2		契約書第37条	指定部分がある場合
業務完了通知書	2		契約書第31条	業務完了後遅滞なく提出
修補完了通知書	2		契約書第31条	修補する必要があるとき
業務成果引渡書	2		契約書第31条	検査合格後遅滞なく提出
その他調査職員が指示する書類				

※1 「共仕」とは公共建築設計業務委託共通仕様書を示す。

※2 いずれの書類も証明、根拠資料等の関連資料を含む。